長与町農業委員会会議録

平成３０年１月２５日

注：発言の内容については、その要旨を記載しております。
個人情報に関する部分については、内容を〇又は（）に置き換えています。

長与町農業委員会

平成３０年１月農業委員会総会

１．　日時　　平成３０年１月２５日（木）　　１３時３０分から１４時２５分

２．　場所　　長与町役場４階全員協議会室

３．農業委員会委員　　出席委員（１０名）

会長　　１番　水谷　勉

会長職務代理者　　２番　柳原　厚志

委員　　３番　崎山　光子　　４番　古立　英明　　５番　辻田　晶夫

７番　柿本　香代　　８番　岡﨑　道子　　９番　渡邉　章三

１１番　上杉　司　　１２番　益冨　雅彦

４．農業委員会委員　　欠席委員（２名）

６番　田中　稔　　１０番　山本　純博

５．農地利用最適化推進委員　　出席委員（８名）

１番　原口　司　　２番　尾﨑　明光　　３番　田中　光夫

４番　森内　忠嘉　　５番　梶尾　厚　　６番　中村　栄治

７番　坂本　謙二　　８番　柳原　弘

６．農地利用最適化推進委員　　欠席委員（０名）

７．　議事日程

第１　　議事録署名委員の指名　　３番　崎山　光子　　４番　古立　英明

第２　　第１号議案　農用地利用集積計画について

第３　　第２号議案　農地中間管理事業における農用地利用配分計画案に伴う意見聴取について

第４　　第１号報告　農地法第４条第１項第７号の規程による農地転用届出について

第５　　第２号報告　農地法第５条第１項第６号の規定による農地転用届出について

第６　　第３号報告　農地転用許可不要案件届出報告書について

８．　農業委員会事務局職員

事務局長　　和田　弘

課長補佐　　村田　佳美

農政農地係長　　森　雅之

事務局　皆さん、こんにちは。皆さんお揃いですので総会の開催に先立ち報告いたします。平成３０年１月の総会開催にあたりまして、長与町農業委員会総会規則第６条により在任委員で総会を開催する過半数以上、１０人の出席であることを報告致します。農地利用最適化推進委員は、８人全員出席でございます。本日の欠席者は、農業委員６番、田中稔委員、１０番、山本純博委員のお二人です。

では、会長の方で、議事等の進行をお願いします。

議　長　それでは、平成３０年１月の農業委員会総会を開催致します。まず始めに、日程第１の農業委員会総会規則第１８条の規定によりまして、議事録署名委員を２人指名致します。３番、崎山光子委員、４番、古立英明委員を指名致します。日程第２、本日は、第１号議案農用地利用集積計画についてが２件。第２号議案では、第１号議案の２件目の案件に伴って農地中間管理事業における農用地利用配分計画案に伴う意見聴取についてが１件出されています。そして、報告事項では、農地転用専決処分報告が２件、農地転用許可不要案件届出報告が１件となっております。では、日程第２、提出された議案の審議に入ります。それでは、第１号議案農用地利用集積計画について審議を行います。事務局から１件目の説明をお願いします。

事務局　それでは第１号議案農用地利用集積計画についてに入りますが、１ページから３ページの議案提出・規定・集計表等については、省略させていただきます。それでは議案書の４ページをお開き下さい。利用権の設定を受ける者の氏名及び住所、（氏名）さん、長与町平木場郷（地番）。利用権を設定する者の氏名及び住所、（氏名）さん、長与町平木場郷（地番）。利用権を設定する土地は４筆です。長与町平木場郷（地番）、畑、１４６㎡。同じく平木場郷（地番）、畑、７３５㎡。同じく平木場郷（地番）、畑、７６２㎡。同じく平木場郷（地番）、畑、５９６㎡。４筆ともすべて利用権の種類は賃貸借権で、具体的な作物名は、野菜です。平成３０年２月１日から平成４０年１月３１日までの１０年間です。年間〇〇円で年末に自宅へ納入とします。継続になります。

土地の所在ですが、６ページをお開き下さい。県道長崎多良見線、〇〇交差点から県道東長崎長与線に曲がり約１００ｍ進んで町道に入り平木場郷（施設名）、（施設名）を通り、約８５０ｍ進み左折し１５０ｍ進みますと申請地付近となります。次の７ページが申請地の詳細図でございます。以上で説明を終わります。

議　長　ただ今の説明に関連して、担当推進委員さんから補足説明はありませんか。

２番、尾﨑明光推進委員。

推進委員２　番　ただいまの案件について、１月２２日１０時３０分より現地で立会を行いました。立会い者は和田事務局長、森係長、農業委員の古立さん、借主の（氏名）さんと私で行いました。現

地の農地の状態はきれいに管理されている状況であります。それと貸主の（氏名）さんについては、田んぼの方は作っておられるんですけど樹園地の方はほとんど放棄した状態であります。その１５年ほど経つんですけどその時点から借りられております。（地番）については以前から野菜を作付けしている状態です。現地もきれいに管理されている状況です。（地番）は野菜をずっと作っていたんですけど借り主の（氏名）さんに聞きますと草等をはらって管理しています。今年はアボカドを植えます。と言うことで計画をされています。（地番）にはキウイを植えており、（地番）は１０年以上、スモモとモモを半分ずつ植えています。そのほかにみかんとか野菜とか作っております。（店舗名）にも出荷をされています。現在若干仕事にいっておられますけど週５日ほど農業に従事されている状況です。そのような点からこの継続について問題ないと判断しています。

議　長　　続いて農業委員さんからありませんか。
４番、古立委員。

４　番　　今の説明のとおりで、補足はありません。

議　長　　ありがとうございます。説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。

【意見・質問無し】

議　長　　これで、ご意見・質問並びに審議を終了致します。説明のとおり農用地利用集積計画を許可することについて、農業委員の方に挙手で賛否をとります。異議が無い方は挙手をお願いします。

事務局　　全員です。

議　長　　挙手された農業委員が１０人で、過半数を超えていますので、許可することに決定いたします。それでは、先ほど申し上げた通り、第１号議案２件目並びに第２号議案の農地中間管理事業における農用地利用配分計画案に伴う意見聴取について、関連した議案となりますので、併せて審議することに致します。それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局　次に議案書の８ページをお開き下さい。利用権の設定を受ける者の氏名又は名称及び住所、公益財団法人長崎県農業振興公社理事長濵本磨毅穂さん、長崎市尾上町３番１号。利用権を設定する者の氏名及又は名称及び住所、（氏名）さん、長与町斉藤郷（地番）。利用権を設定する土地は５筆です。長与町斉藤郷（地番）、畑、１，０２４㎡。年間借賃は、１０ａ当たり○○円で年額○○円。同じく斉藤郷（地番）、畑、２，４００㎡のうちの２２１㎡。年間借賃は、年額○○円。同じく斉藤郷（地番）、畑、６３６㎡。年間借賃は、○○円。同じく斉藤郷（地番）、畑、１，０５９㎡。年間借賃は、○○円。同じく斉藤郷（地番）、畑、６７８㎡。年間借賃は、○○円。合計３，６１８㎡です。５筆すべての利用権の種類は、賃貸借権で具体的な作物は、樹園地です。平成３０年３月１０日から平成３３年３月９日までの３年間です。借賃の支払方法としましては、１２月に口座振替とします。

土地の所在ですが、１０ページをお開き下さい。斉藤郷、○○埋立地、図には、記載されていませんが、（施設名）付近のところが申請地となります。

次に第２号議案農地中間管理事業における農用地利用配分計画案に伴う意見聴取について４ページをお開き下さい。利用権の設定を受ける者の氏名又は名称及び住所、（氏名）さん、長与町岡郷（地番）。利用権を設定する者の氏名又は名称及び住所、公益財団法人長崎県農業振興公社理事長濵本磨毅穂さん、長崎市尾上町３番１号。権利を設定する土地は、第１号議案の２件目の案件と同様ですので、割愛させて頂きます。以上で説明を終わります。

議　長　ただ今の説明に関連して、担当推進委員さんから補足説明はありませんか。

７番、坂本推進委員。

推進委員７　番　１月２２日の午後、現地調査を行いました。出席者は、渡邉農業委員と農業委員会事務局と私と借主の（氏名）さんです。５筆は、みかんを作付けてあり、（地番）は、ほとんど急斜面でみかんは伐採されております。貸主の（氏名）さんも営農中で問題ありません。

議　長　続いて、農業委員さんからありませんか。

９番、渡邉委員。

９　番　今の説明のとおりで、地区で３５ｈａの基盤整備を計画中ですが、借主にも話をしています。貸主は、夫が亡くなってから１人では作業ができないとのことで、今回貸し付けることになりました。

議　長　説明がおわりましたが、ご意見・質問はありませんか。

【意見・質問無し】

議　長　　これで、ご意見・質問並びに審議を終了いたしします。まず、第１号議案の２件目の利用権設定からですが、説明のとおり許可することについて、農業委員の方に挙手で賛否をとります。異議が無い方は挙手をお願いします。

事務局　　全員です。

議　長　　挙手された農業委員が１０人で、過半数を超えていますので許可することに決定いたします。続いて、第２号議案の４ページの意見書に意見なし、または、意見ありのどちらかを第１号議案の２件目の案件と併せて報告することになっていますので、挙手で賛否をとります。第１号議案の２件目並びに第２号議案の案件について、意見なしの農業委員の方は挙手をお願いします。

事務局　　全員です。

議　長　　挙手された農業委員が１０人で、過半数を超えていますので、意見なしで、町長に報告いたします。

これからは、報告事項に移ります。事務局から報告をお願いします。

事務局　　それでは報告事項の１ページをお開き下さい。農地法第４条第１項第７号の規定による農地転用報告の専決処分報告です。１．当事者の氏名・住所・職業、届出者は、（氏名）さん、長与町高田郷（地番）、職業は、農業です。２．土地の所在等、土地の所在ですが、長与町高田郷（地番）、地目、登記簿、畑、現況、畑、面積３，９６６㎡。３．転用計画は、駐車場用地８９台、所要面積３，９６６㎡。４．申請日は、平成２９年１２月２６日。５．専決処分の日は、平成２９年１２月２８日。以上のとおり長与町農業委員会事務局の設置及び事務処理等に関する規則第７条２項の規定により専決処分をしたので報告いたします。平成３０年１月２５日長与町農業委員会事務局長和田弘。次に２ページをご覧下さい。届出の場所を申し上げます。高田郷、〇〇団地、（事業所名）、長崎市と長与町との境になりますが、図のような場所が申請地、高田郷（地番）となります。以上で説明を終わります。

議　長　　ただ今、事務局から報告がありましたが何か尋ねたいことはありませんか。

【意見・質問無し】

議　長　　次の報告をお願いします。

事務局　　３ページをお開き下さい。農地法第５条第１項第６号の規定による農地転用届出の専決処分報告です。１．当事者の氏名・住所・職業、譲受人は、（法人名）理事長（氏名）さん、長与町吉無田郷（地番）、職業は、団体役員です。譲渡人は、（氏名）さん、千葉市稲毛区黒砂台（地番）、職業は、無職です。２．土地の所在等、土地の所在ですが、長与町吉無田郷（地番）３、３３４㎡。同じく吉無田郷（地番）２７９㎡。同じく吉無田郷（地番）、６２５㎡計１，２３８㎡。地目、登記簿、畑、現況、休耕地。３．転用計画は、施設用地、所要面積１，２３８㎡。４．申請日、平成３０年１月１５日。５．専決処分の日、平成３０年１月２３日。以上の通り長与町農業委員会事務局の設置及び事務処理等に関する規則第７条第２項の規定により専決処分をしたので報告いたします。平成３０年１月２５日長与町農業委員会事務局長和田弘。

次に４ページをご覧下さい。届出の場所を申し上げます。吉無田郷、（地区名）上り口、○○バス停、（事業所名）がございますが、図のような場所が申請地となります。以上で説明を終わります。

議　長　　ただ今、事務局から報告がありましたが何か尋ねたいことはありませんか。

９番、渡邊委員。

９　番　　１件目、２件目の地目は、今後何になりますか。

事務局　　１件目は雑種地。２件目は宅地となります。

議　長　　他にありませんか。

【意見・質問無し】

議　長　　次の報告をお願いします。

事務局　　５ページをお開き下さい。農地転用許可不要案件届出の報告です。申請者、東京都港区南（地番)、(会社名)、建設１部長（氏名）さん。事業の名称、(会社名)西彼杵長与町岡郷無線基地局新設事業。申請目的、周辺地域に良好なサービスを提供するため。申請地、長与町岡郷（地番)、面積８９㎡の内４．００㎡。申請地所有者、(氏名）さん。所有者住所、長与町岡郷（地番)。権利形態、賃貸借。施工の時期、受理日から平成３０年３月３１日。施設の概要、無線基地局コンクリート柱及び突出柱１４．９m、無線機付帯設備等を設置。申請日、平成２９年１２月２７日。専決処分の日、平成２９年１２月２８日。以上の通り長与町農業委員会事務局の設置及び事務処理等に関する規則第７条第２項の規定により専決処分をしたので報告いたします。平成３０年１月２５日長与町農業委員会事務局長和田弘。

次に６ページをご覧下さい。届出の場所を申し上げます。岡郷、国道２０７号線、〇〇バス停から〇〇方面へ約８０m進んだところが申請地、岡郷（地番）となります。以上で説明を終わります。

議　長　　ただ今、事務局から報告がありましたが、初めてのため、許可不要案件の説明をお願いします。

事務局　　農地に別の建物を建てる場合は、必ず許可を取らなければなりません。今回のように電気事業者が携帯電話の鉄塔とか公共でどうしても必要な物は国で農地転用の許可は取らなくて届出という形で認めています。

議　長　　他にありませんか。

【意見・質問無し】

議　長　　それでは、これで報告事項を終わります。次は、行事報告です。説明が必要であればお願いします。

【この後、平成３０年１月行事報告が行われた】

議　長　　ただ今、事務局から報告が終わりましたのでその他になりますが、事務局からはありませんか。

事務局　　１２月総会の報告事項、農地法第４条第１項第７号の規定による農地転用届出。申請者（氏名）さん、土地の所在が高田郷（地番）、（地番）。〇〇団地入口の（病院）の案件について再度確認した結果を事務局から報告いたします。

事務局　　【事務局説明】（申請者に確認したが原因は不明であった旨を報告）

議　長　　報告ありがとうございました。
これで、本日の報告事項は終了いたしました。以上をもちまして、長与町農業委員会１月総会を閉会します。